

# 射水市結婚新生活支援事業補助金 対象判定フローチャート



あなたの夫婦は『新婚世帯』に当てはまりますか？  
(申請年度の前年度の1月1日から、申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されましたか?)

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

夫婦共に、婚姻日時点での年齢が39歳以下でしたか?

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

あなたが補助金を申請する時点で、以下の条件を全て満たしていますか？  
①夫婦の双方が日本国籍、または永住権を持っている。  
②補助金を申請する住宅に住民登録(住所)を置いている。

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

世帯全員の合計所得金額は500万円未満ですか？  
(もし貸与型奨学金(公的なものや民間のもの)を返済中なら、その年間返済額を合計所得金額から差し引いて500万円未満か確認してください。)

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

夫婦共に、この制度の補助金や国・他の地方公共団体などから住居費、リフォーム費用、引越費用に対する同様の補助金を過去に一度も受けていませんか？

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

補助金を申請する日から3年以上、射水市に住み続ける意思がありますか？

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

夫婦共に、以下のいずれかの講座や相談を申請までに「実施(受講または相談)」する予定がありますか？  
①ライフデザイン支援講座  
②プレコンセプションケアに関する講座  
③医療機関または保健師への妊活または出産に係る相談  
④共家事・子育て講座

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

今回、申請したい費用は、【対象経費の条件】(左記)のいずれかに当てはまり、申請年度中に(婚姻日(婚姻届を提出した日)婚姻日より前に発生した費用も含む)に支払った費用ですか？

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

市税を滞納してなく、暴力団員等でなく、生活保護を受けていない

いいえ → 【残念ながら、補助金の対象外です】

はい →

補助金の対象です。  
申請に必要な書類を準備して、射水市観光まちづくり課までご提出ください。

## 【対象経費の条件】

### A 住居費

結婚を機に、射水市内の民間賃貸住宅を新たに借りるために支払った費用(住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など)。  
ただし、駐車場代や勤務先から支給される住宅手当相当額は除きます。

### B リフォーム費用

結婚を機に、住んでいる住宅の機能維持・向上を目的に行ったりフォームの工事費用(修繕、増築、改築、設備更新など)。  
ただし、倉庫・車庫・門・フェンス・植栽などの外構工事、家電の購入・設置費用は除きます。

### C 引越費用

結婚を機に、引越し業者や運送業者に支払った実費。

【残念ながら、補助金の対象外です】